

第1章 計画の概要

1 計画の趣旨

(1) 計画の目的

地球温暖化対策については、1990年代以降、国際的に様々な取り組みが行われ、世界各国で温室効果ガス排出量の削減が大きな命題となっています。我が国においても国を挙げて取り組むべき課題であり、地方公共団体による実効性のある施策が次々と実施され、地球温暖化対策における地方公共団体の果たす役割の重要性は高まりつつあります。

こうした状況から、本市においても地球温暖化対策の推進にあたり、短期的な視点だけではなく、将来の横須賀市を見据え、次世代を担う子どもたちにより良い横須賀市の環境を引き継いでいくために「低炭素プラン」を2011年(平成23年)3月に策定(2016年(平成28年)3月見直し)しました。市民、事業者、市などが役割分担あるいは協働し、総合的かつ効果的に地球温暖化対策を推進していくことを目的としています。

(2) 計画の経緯

①地球温暖化対策の推進に関する法律

国では、1997年(平成9年)12月に開催された「気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)」で合意した温室効果ガス削減のための国際的な約束である「京都議定書」の確実な目標達成に向け、「地球温暖化対策の推進に関する法律(以下、「温対法」という。)」を1998年(平成10年)10月に制定しました。

また、「京都議定書」が2005年(平成17年)2月に発効したことから、国はこの「温対法」を2008年(平成20年)6月に改正し、同法第21条において都道府県並びに政令指定都市、中核市および特例市*に対し、区域全体の自然的・社会的条件に応じた施策を盛り込んだ「地球温暖化対策地方公共団体実行計画」の策定を義務付けました。改正された「温対法」に基づき、本市では地球温暖化対策に関する計画の体系を見直しました(2頁図1参照)。

これまで、市域における温室効果ガス排出量削減を目的とした「横須賀市地球温暖化対策地域推進計画」で担ってきた部分を「市域施策編」とし、市の事務・事業から発生する温室効果ガス排出量削減を目的とした「横須賀市地球温暖化対策実行計画」で担ってきた部分を「市役所事務事業編」としています。

なお、新エネルギーに関して、市域における普及啓発と市の公共施設への積極的導入を目的とした「横須賀市新エネルギービジョン」で担ってきた部分は、「市域施策編」「市役所事務事業編」それぞれに継承しています。

* 2014年(平成26年)5月23日可決・成立した改正地方自治法により、2015年(平成27年)4月1日に特例市制度は廃止されました。

②気候変動適応法

2015年(平成27年)11～12月に開催された「気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)」において、2020年(令和2年)以降の新たな国際的な約束である「パリ協定」が採択されました。

「パリ協定」では、世界共通の長期目標として2°C目標の設定、1.5°Cに抑える努力を追及することに言及し、主要排出国を含む全ての国が貢献を5年ごとに提出・更新すること、長期の温室効果ガス低排出発展戦略を作成・提出するよう努めるべきこと、適応の長期目標の設定及び各国の適応計画プロセスの行動と実施等が規定されています。

国では、これまでの温室効果ガス排出量を削減するための対策(緩和策)に加え、地球温暖化の影響や被害を回避・軽減するための対策(適応策)の検討を行い、2015年(平成27年)11月に「気候変動の影響への適応計画」を閣議決定しました。

また、気候変動への適応を推進するため、2018年(平成30年)12月1日に「気候変動適応法(以下、「適応法」という。)」が施行されました。適応法では、国、地方公共団体、事業者、市民のそれぞれの役割が明文化され、地方公共団体には「地域気候変動適応計画」の策定努力義務等が規定されています。

本市では、適応法の施行に対し、低炭素プランにおいて施策の方針として「地球温暖化適応型都市の構築」を記載していること、環境省で「既存計画に適応を位置付けることで計画策定が可能」との見解を示していること等から、2019年(平成31年)4月1日付で低炭素プランを「地域気候変動適応計画」として位置付けました。

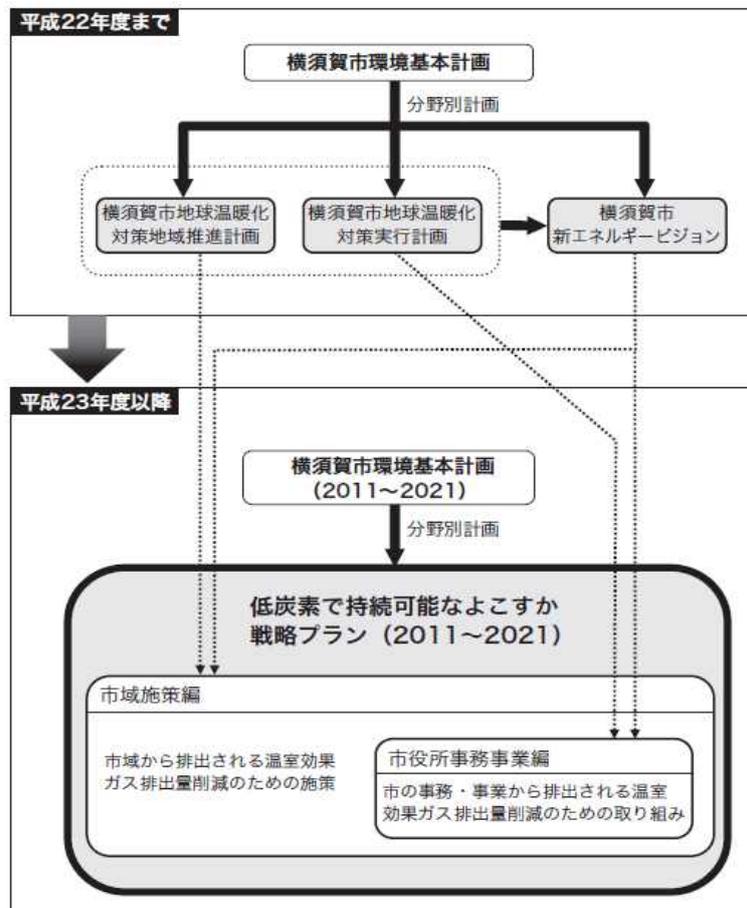


図1 「低炭素プラン(2011~2021)」の概念図

(3) 計画の位置付け

この計画は、「横須賀市環境基本計画(2011～2021)(以下、「環境基本計画(2011～2021)」という。)」の地球温暖化対策分野における分野別計画として位置付けています(図2参照)。

さらに、「環境基本計画(2011～2021)」の分野別計画である「横須賀市みどりの基本計画」、「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」等と連携、調整を図りつつ、「環境基本計画(2011～2021)」に掲げている地球温暖化対策分野の基本目標の達成に寄与する計画としています。

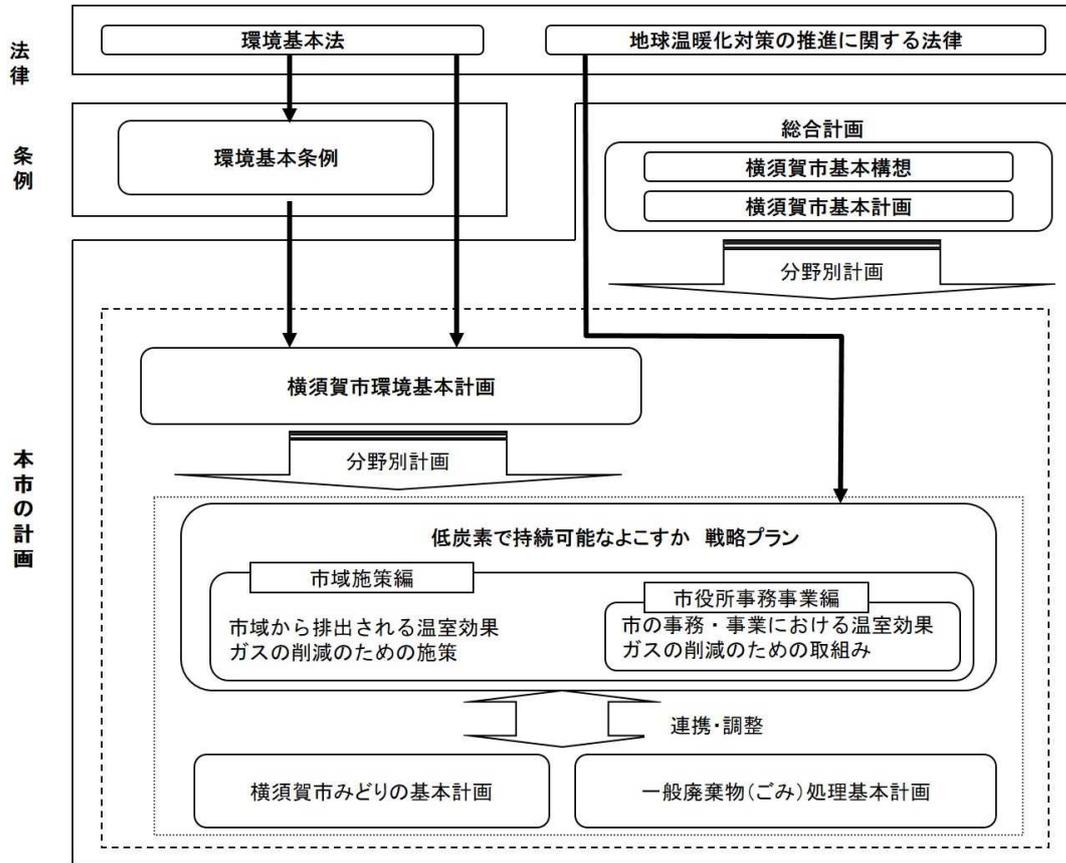


図2 計画と法律・条例・市の総合計画などとの関係(位置付け)

2 計画の体系

本計画では、温室効果ガス排出量の削減に向けた目標の達成のため、市域から排出される温室効果ガス削減のための「市域施策編」及び市役所の事務事業から発生する温室効果ガス削減のための「市役所事務事業編」に基づく施策・事業や取り組みを推進していくこととしています。

「市域施策編」では、3つの「基本方針」に基づき「施策の方針」を設定し、さらに「施策の分野」に分類し、分野ごとに具体的な施策・事業を位置付けています。

施策・事業の推進にあたっては、庁内各部局と連携を図るとともに、市民・事業者などと役割分担あるいは協働することにより、効率的・効果的な推進を図ります。

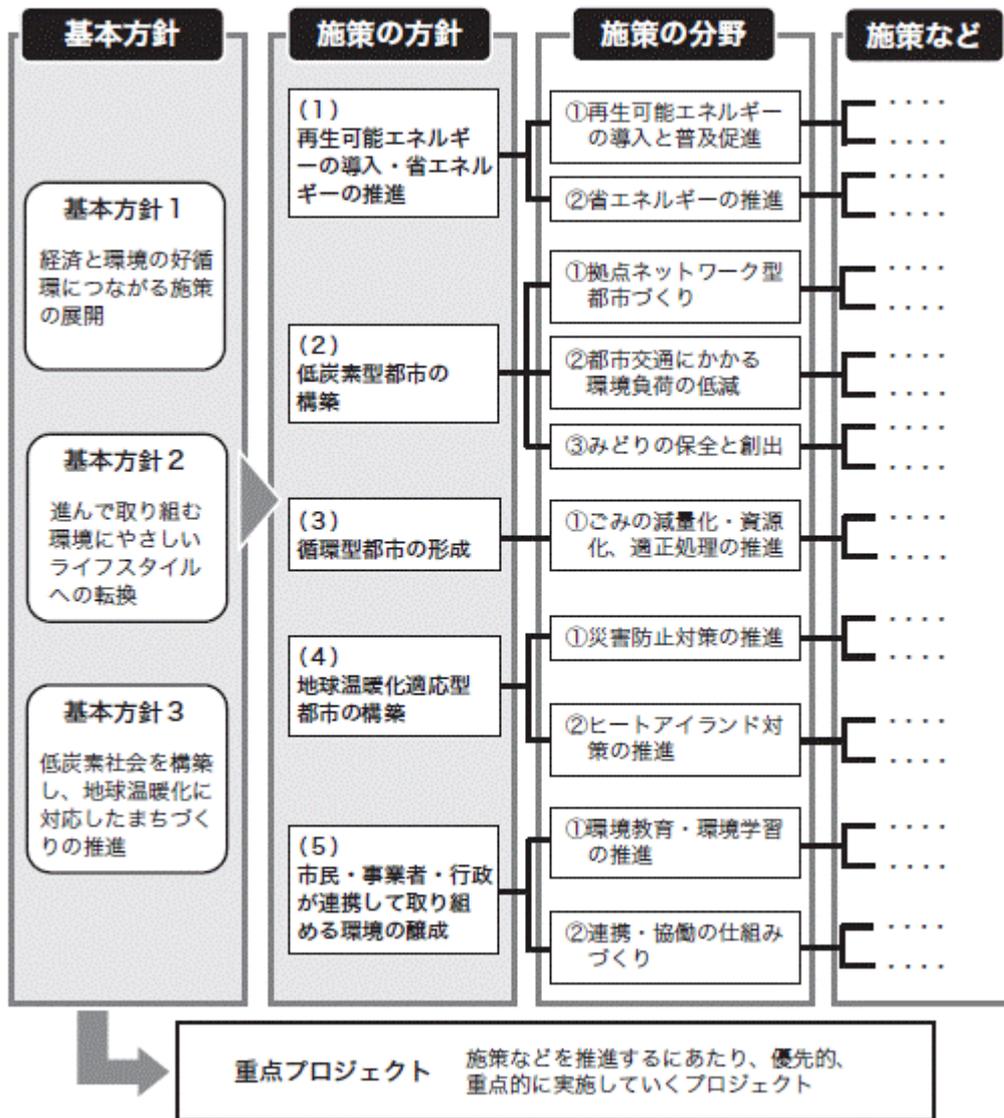


図3 計画の体系